

特集・コンピュータ・ネットワークと法

電子商取引と国家間税収分配

増井 良啓
ますい・よしひろ
東京大学助教授

リスト

一 取引の電子化に対する現

行国際課税ルールの不適応⁽¹⁾

情報通信技術が発達すると、当事者が地理的に離れていても、容易に取引を行うことができるようになる⁽²⁾。たとえば、ある人が有益な情報を得るために、これまでには、書店から自宅に持ち帰るなどして、書籍という有形の財を物理的に移動することが必要であった。しかし今や、自宅の端末にログインするだけで、インターネットを利用し、世界中から無形の情報を瞬時のうちに入手できる⁽³⁾。しかも、外為法の改正により、日本の居住者は、外国に銀行口座を開いて決済を行えるようになる。こうして、電子化の進展

は、国境という地理的な制約を、技術上無意味化する。

しかしながら、各国の国際課税ルールは、地球規模の電子商取引⁽⁴⁾に十分に対応するものであるとはいがたい。現在の国際課税ルールの原型⁽⁵⁾は、一九二〇年代に形成されたものであり⁽⁶⁾、電子化された新しい取引形態を念頭において設計されているわけではない。

現行ルールによる対応の難しさを示す一例は、グローバル・トレーディングの課税である⁽⁷⁾。金融機関によって各国に税収を分配するがますます難しくなっている。もつとも、難しいからといって、各国が勝手にまちまちの取扱いをなすと、二重課税の危険が生ずる。そこで、これを予防する現実的な手段として、事前確認制度(A PA)に期待がもたれている⁽⁸⁾。また、一九九七年二月十四日、OE CDは、グローバル・トレーディングの課税の鍵となる利益分割法の具

すべき所得をどのように認定するか(独立企業原則の適用)、あるいは、移転価格税制をいかにして適用するか(arms length standard)の適用)、といった問題の解決が困難になる。

体化にむけ、討議のためのドラフトを発表した⁽⁹⁾。

グローバル・トレーディングの課税はこのように難しい問題であるが、しかしながら、問題となる納税者の範囲が一定の金融機関に限定されている。けれども、今後たとえば、証券業者を介さない形での有価証券のelectronic tradingが展開するなど、同じような問題がすべての投資家にきていく。もつとも、難しいからといつて生じかねない⁽¹⁰⁾。しかも、取引の電子化は、このような金融取引だけでなく⁽¹¹⁾、冒頭の書籍販売の例のように、実物取引一般に広く影響する。こうして、戦線は一気に拡大しようとしているのである⁽¹²⁾。ところが、その重要性にかんがみ、電子商取引が国際課税ルールにおよぼす影響について、各国の租税専門家

が活発に検討をはじめた。一九九六年二月には、米国財務省が、「グローバル電子商取引の租税政策上の含意」と題する報告書を公表した⁽¹³⁾。一九九七年四月にはハーバード大学で「電子商取引に対する複数課税管轄権の課税」という討論会が開催され、国際課税・州税・産業界の三つの分科会において、計一六本のペーパーが提出され議論された⁽¹⁴⁾。この他にも、OECD⁽¹⁵⁾、IF A⁽¹⁶⁾、PATA等々、さまざまな機関⁽¹⁷⁾において、熱心な議論がまきおこりつつある⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾。

このような状況をふまえ、以下では、電子商取引の何が問題であるか、所得税・法人税の国際的側面を中心、若干の論点を提示したい。

本稿の主張は、取引の電子化が国家間税収分配に影響を与える可能性をもつ、というものである。

二 「国内」と「国外」の切りわけの困難さ

問題像をはつきりさせるために、具体例⁽²⁰⁾で考えてみよう。

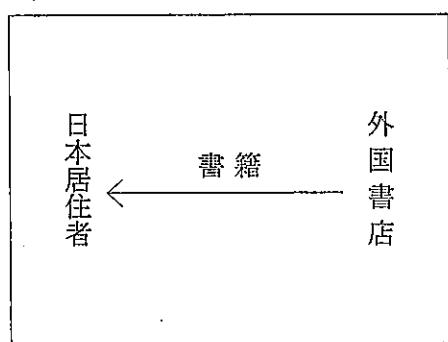
〔例〕 日本の居住者（個人）

現行のソース・ルールによる
日本居住者は、電子書籍を購入する。書籍は、直接、外国書店から居住者に郵送される。支払いは、クレジットカードで行

リスト

が、外国の書店（外国法人）のホームページにアクセスして、書籍を購入する。書籍は、直接、外国において製造等をしないで、これを「国内において譲渡」する場合、そ

の国内における譲渡により生ずるす書店から居住者に郵送される。支払いは、クレジットカードで行



と⁽²¹⁾、その法人が、国外において譲渡を受けたたな卸資産につき国外において製造等をしないで、これを「国内において譲渡」する場合、そ

の国内における譲渡により生ずるす
べての所得は、国内源泉所得とされている（法人税法二三八条一号、法人税法施行令一七六条一項一号）⁽²²⁾。右の例で問題のないのは、この書店が、書籍というたな卸資産を、国外において仕入れ、製造等をしないでそのまま日本の居住者に譲渡していることである。

問題は、この書店が、当該書籍を日本「国内において譲渡」したといえるかどうかである。この点、次の三つの事実のうちいずれかが存在すれば、国内において当該資産の譲渡があつたものとされる（法人税法施行令一七六条四項）。

①譲受人に対する引渡しの時の直前ににおいて、その引渡しに係るたな卸資産が国内にあり、または、譲渡人である法人の国内において行う事業を通じて管理されていたこと。

②譲渡に関する契約が国内において締結されたこと。

③譲渡に関する契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分が国内においてされたこと。

一読すれば明らかのように、①ないし③は、「国内において譲渡」があつたかどうかを判断する基準として、「国内に」資産があつたかどうか、「国内で」事業を行っているか

か、「国内において」譲渡を行つたかどうか、「国内において」契約を締結したかどうか、「国内において」契約締結準備行為を行つたかどうか、という点をあげている。これらは結局、「国内」に物理的な拠点が存在するかどうかを手掛かりとしている。しかしながら、インターネットを用いた取引は、そもそも、「国内」に支店や代理店をおかなくても可能であるところに、その最大の妙味が存するのである。このように、

一方で、①ないし③のルールが、人ないし物の物理的な所在に着目しているのに対し、他方で、電子商取引は、「国内」における有形の拠点なしに執り行われる。

このような食い違いが存在するため、①ないし③の事実が存在するかどうか、右の例でうまく判断できな

いことになる。すなわち、①については、外国からの直接の郵送の場合、「引渡しの時の直前において」この書籍が「国内にある」とはいいにくい。また、この書店の「国内において行う事業」を通じて管理され、ホームページを開設するだけのことがあたるかどうか、疑問がある。②については、インターネットを通じて注文をだすこと、「契約が国内において締結された」ことになるのかどうか。③についても、「注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分が国内においてなされた」と果たしていえるか。これらの包摶問題に機械的に消極的の答えを下すことはないとも簡単であるが、しかし、そもそもこのようなルールを適用せざるを得ないこと自体、ボタンのかけちがえの感がある。

以上は、右の例に関する法律問題のごく一例にすぎない。同様の困難は、たとえば、この外国書店が日本に恒久的施設を有しているか(法人税法「四一条」)、という問題についても生ずる。場合によっては租税条約

の適用も問題となる⁽²⁴⁾。さらに、書籍の郵送という右の例を一步すすめて、コンピュータ・ソフトウエアをダウンロードする場合を想定すれば、所得分類・使用料課税等のさらには複雑な状況が生ずる⁽²⁵⁾。

サイバー・スペースは、地理的な国境を知らない⁽²⁶⁾。そのため、電子商取引から生ずる所得を「国内」と「国外」に切りわける作業には、非常に困難が伴う。

三 居住地ベース課税へのなし崩し的移行——甘く危険なステップ?

もちろん、これらの点について現存する課税ルールの適用関係を明確化し、実務上の取扱いを定めさえすれば、何ら問題はない、という楽観論もありうる。しかしながら、取引の電子化に伴い、物理的な課税ポイントが国内から消失してしまう。その結果、現行課税ルールの構造の下では、右の例のような場合、外国法人に対して課税を行うことが不可能となるのではなかろうか。

この点に関係して、米国財務省は、電子商取引の展開により、居住地ベースの取引の構造に、居住地ベースの課税がより重要になるであろうと予想している。いわく、「サイバー・スペースの世界では、伝統的な源泉地概念を適用し、ある所得項目を特定の地理的場所に結び付けることが、不可能ではないにせよ、往々にして困難である。それゆえ、電子商取引によって、源泉地ベースの課税は、その存在根拠を失い時代後れになりかねない。これに対して、ほとんどの全ての納税者は、どこかの居住

は、電子商取引の課税について、いわゆる「中立性原則」をうたつている。すなわち、電子的手段によるものであるか、より伝統的な商業手段によるものであるかを問わず、経済的に同様の所得を同様に課税するところが望ましいと主張している⁽²⁷⁾。新技術の発展を税制が阻害しないというのは、たしかに重要な政策目標であり、この時期に米国財務省がこのようなメッセージを公表した背景もそれなりに理解できる⁽²⁸⁾。

しかしながら、一般論としてはともかく、電子商取引と伝統的取引とを同様に扱うということは、実際にはどの程度可能なものであろうか。右の書籍販売の例でいえば、①インターネットで注文をとり直接郵送する取引と、②国内に店舗をおいてそこで現物販売する取引とを虚心坦懐に比較したとき、それこれから生ずる所得が「経済的に同様の」ものといえるのだろうか。すなわち、①では日本の顧客が注文を発しただけにすぎない。これに対して、②では、外国書店が日本国内でれっきとした販売活動を行っている。①の場合、外国書店の従業員も本店・支店

リスト

1997.8.1-15 (No. 1117)

者である。」(33)「のような見通しのと、米国財務省は、居住地に関するルールを見直すことを次の課題としているのである。

「このような居住地ベース課税への対する既存の課税ルールを類推するだけの対応に、筆者が懸念を抱く最大の理由である。筆者はなにも、既存のルールから出発することが悪いとやみくもに主張しているのではない。たしかに、法律家のアプローチとしては、piecemealな手法こそが王道である。(33) けれども、現行ルール部分補修の行き着く先が、長期的にみて、国際課税上どのようない結果を生むかについて、あるいは深く思いをめぐらす必要があるのでない。

しかし仮に、新しい取引環境の下では居住地ベースでしか課税できないとすれば、その影響は大きい。現行国際課税ルールは、居住地と源泉地の二つの課税権配分基準を併用してくることになる。これは、現象として、国家間税収分配の変動をもたらす。端的には、資本輸出国の税収を増加させ、資本輸入国の税収を減少させるとにならう。

現在、日本の経常収支は、資本収支赤字となり、さまざまな経路を通じて世界へ還流してくる(32)。平成七年度の日本の資本収支は一兆四九六六億円の流出超(赤字)であった(33)。この状態を所与のものとすれば、居住地ベースの課税に比重を移動させても、日本の国庫には痛みがないようにも見える。日本居住者である個人投資家や内国法人である機関投資家、内国事業法人等を捕捉してそれいれば足りる(34)からである。

しかしながら、この問題をいたずらに軽視するのは、二重の意味で誤りである。第一に、この状況が未来永劫続く保証は、どんにもない。第二に、より根本的には、居住地ベース課税の優勢という米国財務省の予想は、「源泉地ベース課税では税収をとれなくなる」という現実論にすぎず、居住地ベース課税の優位自体を正当化する論証を含んでいない。課税管轄権の根拠論として、居住地ベースと源泉地ベースとの鋭い対立(35)が、なお未解決のま

ま残されているのである。

增加させ、資本輸入国の税収を減少させるとにならう。

四 問題領域の認知と本格的な検討の必要性

今世紀初頭、国家間税収分配基準に関して、一定のコンセンサスが形成された。これに対して、現在、論者の間で根本的な再検討が開始されている(36)。電子商取引は、この動向を加速する。各国のアクターが連携し、共通の議論の土俵の上で、本格的な検討を加えるべきものと考える(37)。

(1) 本稿は、経済活動のグローバル化に伴う租税法上の問題点を俯瞰する筆者の続編の作業の一環として、増井良啓「移転価格税制の長期的展望」水野忠恒編著『国際課税の理論と課題』三七頁(一九九五)、増井良啓「連結納税制度の国際的侧面――米国法を参考とした問題点の素描」シリ

ヨリ一〇四号一二九頁(一九九七)、増井良啓「技術生産活動と移転価格税制――研究開発費用の共同拠出に関する議論の鳥瞰」金子宏編『国際課税の理論と実務――移転価格と金融取引』一四八頁(一九九七)についてもある。

(2) 中里実「国際取引と課税」一四三

頁(一九九四)の図を参照。

(3) 本文の例は、無料の情報移転であ

る。税務情報についてのホーリーマーンのガ

イム・コーン、Copins, Schmidt, Spindle,

ベビン・シャザ、Abrams and Doernberg, How Electronic Commerce Works, Tax Notes International, May 12, 1997, 153.

(5) 水野忠恒「国際租税法の基礎的考

察」菅野・藤田編『小嶋和司博士退職記

念・憲法と行政法』七〇一頁(一九八七)。

(6) 矢内一好「国際課税と租税条約」

一三頁(一九九一)。

(7) 宮武敏夫「グローバル・トレーデ

and Yancey, Worldwide Web: the latest tax resource on the information superhighway, the Journal of Taxation, August 1995, 108. これに対して、有料情報提供の商業化も試みられてくる。日経新聞一九九七年七月七日によると、百科事典では「一年以内に電子出版が既存の書籍に取って代わる勢いだ」という。日経新聞一九九七年六月一八日「ネットワーク出版へ実験」によると、出版大手と出版印刷は、情報誌や辞書など出版物の情報をインターネット上で有料配信する実験を開始した。なお、書籍 자체は従来どおり郵送なし店頭販売しつつも、顧客にカタログをみせて注文をとる過程を電子化することは、すでに広く行われている。書籍のネット販売で急成長しているAmazonや、老舗のBarnes & Nobleとの間で、心からが「地球最大の書籍店」をめぐり訴訟が係属していることについては、日経新聞一九九七年五月一四日「バーンズが仮想書店」。

(4) 本稿では、市場なし組織における財・サービスのやりとりが電子的な情報処理手段を用いて行われる場合、その活動を広く「電子商取引(electronic commerce)」と呼ぶ。電子商取引の技術説

明は、Arens and Doernberg, How Electronic Commerce Works, Tax Notes International, May 12, 1997, 153.

(5) 水野忠恒「国際租税法の基礎的考

察」菅野・藤田編『小嶋和司博士退職記

念・憲法と行政法』七〇一頁(一九八七)。

(6) 矢内一好「国際課税と租税条約」

一三頁(一九九一)。

(7) 宮武敏夫「グローバル・トレーデ

- (∞) 連絡機関「ヌーベル・エナジー
・ガス・ガムアッシュ」金井編・前掲文
(一) 丸一眞。
- (∞) OECD, "Taxation of Global
Trading of Financial Instruments: A
Discussion Draft," Tax Notes Interna-
tional, February 17, 1997, 597.
- (∞) 抑鬱路筋「複数証券の取扱い
と通報による租税法の実施」金井編・前掲
(一) 丸一眞。トマニカ証券市場の現状
報告書より、大崎貞和「トマニカ・シテ
トマニカ・シテ」(1997)。
- (∞) 興因留義編著「金融の情報通報責
命」(1997)、中里実「金融取引課題
と国際課税上の諸問題」日本租税研究協会
[第四回研究大會記録] 88頁(1997)。

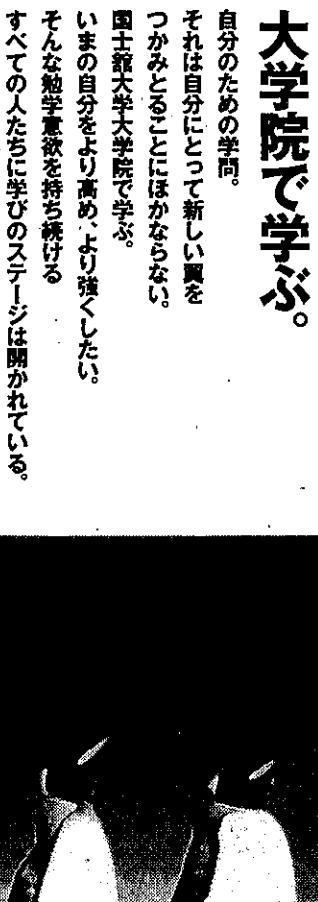
- (∞) Diappearing taxes——The tap
runs dry, The Economist, May 31, 1997,
19の特集記事によると、
ターミナルが起業家が登場し、遙隔運動
の範囲が広がるなど、利潤を追求する
各國は、やむ仕方で避けられなくなつて、利
潤を追求するため逃げ足の早い生産要素に
対する課税をあわゆる消費や労働、土地
などの動かさない課税へと税源を求
めています。
- (∞) Department of the Treasury,
Office of Tax Policy, "Selected Tax
Policy Implications of Global Electronic
Commerce," November 1996. 丸一眞
が、http://www.ustreas.gov/tax/int'l/uk
にて、証明する所。
- (∞) The International Tax Program
and the Society for Law and Tax
Policy, Harvard Law School, "The
Multi-Jurisdictional Taxation of Elec-
tronic Commerce," April 5, 1997 (un-
published) 田中慶司著「電子商取引と課
税」(1997)、山内義「電子商取引と課
税」(1997)。
- (∞) 税金問題「電子商取引と課税」(1997)
nouchi, International Tax Issues Affec-
ting Electronic Commerce and Banking,
Tax Notes International, May 19, 1997,
1619 (Citibank の税務顧問による
述); Hellerstein, "Taxing Electronic
Commerce: Preliminary Thoughts on
Model Uniform Legislation," Tax Notes,
May 12, 1997 (米國税税の専門家による
税金問題「電子商取引と課税」); Owens,
The Tax Man Cometh to Cyberspace,
Tax Notes International, June 2, 1997,
1833 (OECDの租税委員会によって
作成された論文)。

税金問題。

税金問題。

Notes International, February 24, 1997,
693; Glicklich, Goldberg, and Levine,
Internet Sales Pose International Tax
Challenges, the Journal of Taxation,
June 1996, 325; Hay, German Court
Rules Remote-Controlled Pipeline Con-
stitutes a PE, Tax Notes International,
February 24, 1997, 651; Kameling and
van der Putten, Audits, digitization and
globalization, Bulletin for International
fiscal documentation, Vol. 50, No. 11/12,
496, 1996; Mall, Murata, and Leow,
Taxation of cross-border internet trans-
actions in Australia, Japan, and Singa-
pore, Tax Notes International, Febru-
ary 24, 1997, 643. 米國の税金問題
Edison, Quill's constitutional jurispru-
dence and tax nexus standards in an age
of electronic commerce, Tax Lawyer,
Vol. 49, No. 4, 893; Grierson, State
Tsilas and Matthews, IRS and Practiti-
oners Discuss Internet Transactions,
Treaty Issues, Tax Notes International
December 23, 1996, 2073; Dunahoo and
Carlisle, Cybertax 1.0: the U.S. Treas-
ury Paper on electronic commerce, Tax

- (∞) 米國の税金問題「task force
on 税金問題」Electronic Commerce:
The Task Forces Take Shape, Tax
Notes, May 5, 1997, 619.
- (∞) Devereaux, Godfrey, Martin,
Tsilas and Matthews, IRS and Practiti-
oners Discuss Internet Transactions,
Treaty Issues, Tax Notes International
December 23, 1996, 2073; Dunahoo and
Carlisle, Cybertax 1.0: the U.S. Treas-
ury Paper on electronic commerce, Tax



大學生ドットコム。

自分のための学年。
それは自分ひとりで新しく開拓
つかないといふにはなかなかなこと。
國士館大学大學生で学ぶ。
いまの自分をもつてぬ、よこ狭くした。
そんな勉学意欲を持ち続てる。
すべての人たぬに学ぶのページは開かれてる。

学士館大学

〒154 東京都世田谷区世田谷4-28-1
國士館大学大学院事務室
TEL 03(5481)3140

●募集要項を郵送で請求する場合は、現金
書留で現金2,500円と、郵便番号・住所・氏名
を明記した8×5センチぐらいの返信用宛名
ラベル(普通紙で可)を同封すること。
※工学研究科は2,000円。

24時間アクセスOK
国士館FAX情報サービス
03(5972)5594
<http://www.kokushikan.ac.jp>

国士館創立80周年

1997.8.1-15 (No. 1117)

- Commerce, Tax Notes, May 26, 1997, 104, 例の付加価値税に限らず、Ogley, VAT and Telecommunications Services in the European Union, Tax Notes International, April 7, 1997, 1155. 関税などによれば、直経新規 1 九九七年六月三〇日「ネット使ったソフトなどの貿易、米、関税免除提唱」は、国際的な電子商取引で売買されるソフトウェアなどにかかる関税の免除を、米国商務長官が日欧に協力要請するなど報じている。七月一日、クリントン大統領は、関税免除をやくむ電子商取引包括振興策を発表した。
- (19) なお、電子商取引の課税問題を考える際には、情報通信技術の展開が社会や法一般に対する大きな影響を与えるか、どうか、より大きな文脈との関係を意識すべきことが大切である。この点からいって、本特集の他より JAMES BOYLE, SHAMANS, SOFTWARE, AND SPLEENS — LAW AND THE CONSTRUCTION OF THE INFORMATION SOCIETY, 1996; O'Reilly & Associates, THE HARVARD CONFERENCE ON THE INTERNET AND SOCIETY, 1997; Jonathan Rosenberg, CYBERLAW — THE LAW OF THE INTERNET, 1997など、圧倒的に米国生産の展開をうながす企業が論議がやくある。参考にした。
- (20) 「マニターネットと国際税務」国際税務一七卷四号四一頁(一九九七)の例(21) 田武敏夫「国際租税法」四六頁(一九九二)、高森昭一江頭憲治郎編「国際取引法(第二回)」四五六頁(一九九二)、木野忠恒執筆。
- (22) 中里実「外国法人・非居住者に対

Commerce, Tax Notes, May 26, 1997, 104, 例の付加価値税に限らず、Ogley, VAT and Telecommunications Services in the European Union, Tax Notes International, April 7, 1997, 1155. 関税などによれば、直経新規 1 九九七年六月三〇日「ネット使ったソフトなどの貿易、米、関税免除提唱」は、国際的な電子商取引で売買されるソフトウェアなどにかかる関税の免除を、米国商務長官が日欧に協力要請するなど報じている。七月一日、クリントン大統領は、関税免除をやくむ電子商取引包括振興策を発表した。

(19) なお、電子商取引の課税問題を考える際には、情報通信技術の展開が社会や法一般に対する大きな影響を与えるか、どうか、より大きな文脈との関係を意識すべきことが大切である。この点からいって、本特集の他より JAMES BOYLE, SHAMANS, SOFTWARE, AND SPLEENS — LAW AND THE CONSTRUCTION OF THE INFORMATION SOCIETY, 1996; O'Reilly & Associates, THE HARVARD CONFERENCE ON THE INTERNET AND SOCIETY, 1997; Jonathan Rosenberg, CYBERLAW — THE LAW OF THE INTERNET, 1997など、圧倒的に米国生産の展開をうながす企業が論議がやくある。参考にした。

(20) 「マニターネットと国際税務」国際税務一七卷四号四一頁(一九九七)の例

やる所得課税」曰税研論集三三卷一九八頁(一九九五)。

(23) 法人税法施行令一七六条四項一号

(24) 消費税法の課税の対象となるかどうか、重要な論点である。消費税法四条一項は、「国内において行う事業」の意義として、恒久的施設を通じて行う事業としている。

supra note 13, 7. 1. 5.

(25) 中里実「国際通信・放送と課税 —著作権使用料の源泉地」「国際取引と課税」一四四頁(一九九四、初出一九八九)。なお、ロバート・プログラムに

(26) 小松芳明「通信革命の進展と使用料課税」国際税務一七卷三号五頁(一九九七)、藤枝純「ロボット・ソフトウェアの対価の支払いと源泉徴収に関する一考察」国際税務一五卷三号三一頁(一九九五)、藤枝純「ロボット・ソフトウェア取引に関する米国財務省規則案の解説」国際税務一七卷三号六頁(一九九七)、矢内好「租税条約の論述」三〇頁(一九九七)。

(27) Johnson and Post, Law And Borders—The Rise of Law in Cyber-space, 48 Stanford Law Review 1367 (1996).

(28) Department of the Treasury, supra note 13, 6. 2.

(29) ふつう bit tax を導入しない立場を示した点が重要である。bit tax によれば、新税としての華やかな注

田はもがかねらず、その税収を国家間でいかなる基準にもとづいて分配するかといふ基本問題の解決策が示されていない。

(30) Department of the Treasury, supra note 13, 7. 2. 3.

(31) Department of the Treasury, supra note 13, 7. 2. 3.

(32) 通商産業省「平成八年版通商白書」一一頁(一九九六)。

(33) 「平成七年度の国際收支の概要」財政金融年報五三三号一一頁(一九九六)。

(34) ゆくみ 中里実「外国為替法改正と租税法」税経通信五二卷八号二五頁(一九九七)は、執行が難しくなると指摘する。

(35) Vogel, World-wide vs. Source Taxation of Income—A Review and Reevaluation of Arguments, Intertax 1988, 216.

(36) Warren, Alternatives for International Corporate Tax Reform, 49 Tax Law Review 599, 1994; Avi-Yonah, The Structure of International Taxation: A Proposal for Simplification, 74 Texas Law Review 1301, 1996; 田中良生「国際課税」「若波講座現代の法の政府

企業」二八七頁(一九九七)。

(37) なお、一九九七年四月八日から四月にかけて、筆者が電子商取引が租税法の執行におよぼす影響について調査をした。米国財務省および Harvard Law School を訪問した。調査旅行のなかで訪れていた金・宏教授にお礼申し上げるとともに、快く意見交換に応じてくれた方々、とりわけ Joseph Guttenberg、Bruce Cohen、Richard Ainsworth 講師、Diane Ring 助教授、Reuven Avi-Yonah 助教授は、紙面を借りて感謝する。